

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当のぐり案内

## ●児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。平成22年8月から、法改正に伴い、父子家庭の方も支給対象となりました。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父（母）に代わって養育している方で、支給条件のいずれかに該当する児童を養育している方が対象となります。

### 〈支給条件〉

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が政令に定める程度の障害の状態にある児童
- ④父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤父（母）から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父（母）が1年以上拘禁されている児童
- ⑦父（母）が婚姻しないで生まれた児童
- ⑧父・母ともに不明である児童

### 〈支給額〉

父または母や養育者、同居の扶養義務者の所得により、支給額が決定します。（父または母及び児童が受け取る養育費の8割も所得として取り扱われま

す。）  
また、所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の全部、または一部が支給停止になります。（別表1参照）

支給額は、別表2のとおりとなります。一部支給の場合、支給額は、所得に応じて10円単位で設定されます。3人目から児童ひとり増すごとに3,000円が加算されます。  
なお、支給額は平成23年4月から児童扶養手当法の規定により、改定されました。

### 現況届の提出

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっております。現在、児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は支給資格を喪失することがありますので、ご注意ください。

別表2 児童扶養手当支給額（月額）

（平成23年4月分手当から適用）

児童数	全額支給	一部支給
1人	41,550円	41,540～9,810円
2人	46,550円	46,540～14,810円
3人以上	3人目から児童1人増すごとに、3,000円加算	

別表1 児童扶養手当所得制限限度額

（平成23年8月分手当から適用）

扶養親族等の数	母または養育者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給者	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満

## ●特別児童扶養手当とは

知的障害または身体障害等の状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

なお、所得制限があります。  
〈支給資格要件〉

知的障害もしくは身体障害（中程度以上）の状態にある児童を監護している父または母、もしくは父に代わってその児童を養育している方が対象となります。  
※ただし、次のいずれかにあてはまるときは、手当を受けることができませぬ。  
・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。  
・児童が障害を理由とする公的年金を受けることができるとき。

### 〈支給額〉

支給額は平成22年4月から規定により、改定されました。  
重度障害児の場合

1人につき月額50,550円  
中度障害児の場合

1人につき月額33,670円

また、所得が限度額以上ある場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）は、手当の支給は停止されます。（別表3参照）

### 所得状況届の提出

所得状況届は、前年の所得の額によって、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給するかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。届出期間（8月11日～9月10日まで）を過ぎると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。また、未提出のまま2年間経過すると「手当を受ける権利」がなくなり、前年、所得制限額を超えたため手当が支給停止だった方も必ず提出してください。

別表3 特別児童扶養手当 所得制限限度額

（平成23年8月分手当から適用）

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	459.6万円未満	628.7万円未満	以下、請求者の場合1人増すごとに38万円、配偶者等は1人増すごとに21.3万円加算。
1人	497.6万円未満	653.6万円未満	
2人	535.6万円未満	674.9万円未満	
3人	573.6万円未満	696.2万円未満	
4人	611.6万円未満	717.5万円未満	

### ◎問い合わせ

子育て支援室 ☎内線305